

# 浦臼町からのお知らせ

## ～物価高騰支援水道料金減免事業～

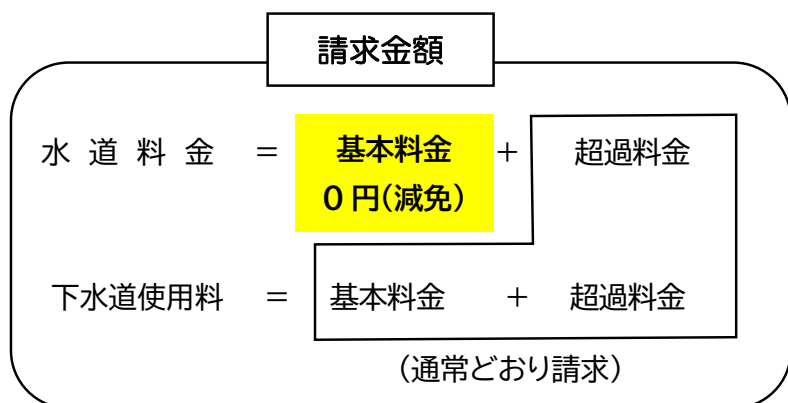
水道料金の基本料金10か月分を**0円**にします

浦臼町では物価高騰の影響を受けている町民や事業者のみなさまを支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金(10か月分)を減免します。

この事業は、水道事業者である西空知広域水道企業団の協力により浦臼町が実施するものです。

◇対象者 一般家庭・事業所等の給水契約者  
(ただし、国や地方公共団体の機関等を除く)

◇減免対象 水道料金(基本料金)のうち使用用途が「家事用」「業務用」



※水道料金の超過料金および下水道使用料は減免対象外です

### ◇減免金額(月額税込)◇

家事用【基本料金 8 m <sup>3</sup> 以下】	
家事用一般	2,475円
家事用軽減	1,837円
業務用【基本料金 16 m <sup>3</sup> 以下】	
業務用	5,280円

※上記金額が減免されます

◇対象期間 令和8年4月～令和9年1月検針分(令和8年3月～12月使用分)

※令和8年3月開栓分から対象となります。

※令和8年4月検針分の検針票から水道料金(基本料金分)を差し引いた金額が表示されます。

※令和9年2月検針分からは通常の検針票の表示となります。

◇手続きについて 申込手続きは不要です

### ◇お問い合わせ◇

西空知広域水道企業団 電話:0125-76-2486

浦臼町役場 建設課技術係 電話:0125-68-2113(建設課直通)

【受付時間 8:30～17:15(土日祝を除く)】